



西門前の畑に、少しずつコスモスが咲き始めました。満開はもう少し先かと。



ひ：人や生き物、持ち物を大切にし
が：頑張り（目標に向かって）
し：幸せになる野市東小

香南市立野市東小学校

所在地 香南市野市町中ノ村770

電話 0887-54-2622

11月は児童虐待防止月間です

毎年11月は「児童虐待防止推進月間〔厚生労働省〕」と定められています。家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取組が実施されています。

児童虐待は、お子さんの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れもあり、お子さんに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待は、保護者等によるしつけとは明確に異なり、正当化されるものではありません。保護者の中には、自らの暴行や暴言、体罰等の行為をしつけであると主張する場合がありますが、これらの行為はお子さんにとって効果がないばかりか悪影響をもたらす不適切な行為となることをご理解ください。

昨年もお伝えしましたが、児童虐待とは、

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力〔配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であ

って生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。〕その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

と定義されています。今回は、心理的虐待の例を紹介し

- ・言葉による脅かし、脅迫（今度そんなことをしたら…。）
- ・お子さんを無視するなど、拒否的な態度を示す。
- ・お子さんの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言
- ・お子さんのきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をする

左記の①～③のケースは、お子さんへの直接的な虐待ですが、上記の 部のような間接的な行為によりダメージを受ける場合があることを十分ご理解ください。

①～④の虐待によるお子さんへの悪影響として、裏面のようなことが考えられます。是非ご一読ください。

放課後・休日の遊び方について

地域の方から何件か苦情が届いています。放課後や休日の外遊びについて、学校でも指導しますが、各家庭でも以下のことにご注意ください。

- ①他人の田や畑、ハウス周りで遊びません。
- ②田畑や道路脇にある木々や植物を折ったり、引き抜いたりしません。
- ③川や水路をせき止めたり、石や木、ゴミなどを投げこんだりしません。
- ④公園で遊ぶ時など、木や石を投げません。

「虐待」が身も心も 子どもを変えてしまう。



子どもは本来、赤ちゃんのころより大好きなお父さんやお母さんなどの間で甘え、ほめられ、認められ、人間関係の安心感や信頼感をえて、「自己肯定感」や「自尊感情」を少しずつ育んでいきます。この自己評価や自信こそが、子どもにとって生きていくための大切なエネルギーとなり、その後の人生にも大きな影響を与えていると言われています。そのことから考えても、子ども虐待が与える子どもの心身への影響ははかり知れないものがあります。

虐待による子どもへの影響

■身体・知能

- さまざまなケガ、やけど、骨折、脱水症、ひどい場合は重度の後遺症や死亡
- 栄養失調、愛情不足による発育不良(低体重・低身長)
- 知的発達遅れの恐れ
- 性感染症にかかる、妊娠する など

■感情・精神面

- 自己評価が低く、自信や自尊心がもてない
- 人の顔色をうかがう、おびえた表情をみせる
- 表情がざこざない、感情を表さない
- 気分が変わりやすく、すぐに怒ったり、パニックになったりする など

■行動・対人関係

- 年齢相応の生活習慣を身に付けていない
- 人間関係がうまく築けない
- すぐ暴力をふるう、わがままや自分勝手な態度、極端にベタベタと甘える
- 家出、盗み、いじめなどの問題を起こすこともある
- 自分が親になった時に虐待を繰り返してしまうこともある など

身体の傷は時間とともに治りますが、心の傷を癒やすためには長い年月がかかり、その後の人生にも大きな影響を及ぼします。さらに、次の世代に引き継がれるおそれもあります。

感情面・行動面など多岐にわたる障害の発症

子ども虐待の結果生じる被害障害には、発達障害に非常に類似した症状が認められます。特に、感情や衝動性のコントロールができないことから幼児期には注意欠陥多動性障害(ADHD)と悪われてしまう事もあります。

感情麻痺や解離(かいり)

同じような情景、人の記憶、色、においなどが引き金になり恐怖を覚え、おびえ、感情麻痺や解離(かいり:意識の不連続)などを示すことがあります。

解離は、幻覚・幻聴を引き起こしたり、無意識の自傷行為、性的暴行行動、衝動的に危害する行為や意識と記憶の途切れのため、被害回復の障害となることがあります。

性的虐待による障害

児童の被害者からの性的虐待は、加害者から「逃げたい」という気持ちと「愛されたい」という気持ちが入り混じり、最も混乱する出来事です。また子どもは、秘密を守るように押し付けられた責任と衝動をもつ罪悪感にはさまれて助けを求めることができません。大きな自立感、孤独感、自責感に陥ったり、かえって受け入れられず何もなかったように振る舞ったりします。

参照: 神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部子ども家庭課Webページ

※ご意見・ご感想をお願いします。 ()年()組 保護者氏名()